

令和7年度 石川県農薬管理指導士養成・更新研修実施要領

1 目的

農薬販売業者、農薬使用に携わる業者等に対し、農薬に関する専門的研修を実施し、専門知識と指導力を有する者を農薬管理指導士として認定することを目的に、石川県農薬管理指導士認定事業実施要綱第2の2の(2)の規定に基づき、石川県農薬管理指導士養成・更新研修を実施する。

2 研修区分

(1) 養成研修（新規）：「3 受講資格」に掲げる資格を有する者を対象に実施し、適当と認められた場合は、農薬管理指導士として認定する。

※講義後に認定試験を行います。

(2) 更新研修（継続）：農薬管理指導士の認定期間（3年間）を更新しようとする者を対象に実施し、研修の受講者は、農薬管理指導士の認定期間を更新する。

※更新者は送付するアンケート問題の回答をもって認定いたします。

3 受講資格

農薬取扱業（農薬販売、防除、ゴルフ場農薬使用管理責任者）に従事する満18歳（研修年度の3月末時点）以上の者で、現に農薬取扱業務に従事している者のうち、勤務地が石川県にある者。

4 研修日時及び場所

(1) 養成研修（会場受講）

日時：令和8年2月9日（月）13：30～16：10

会場：石川県庁11階 1105会議室（金沢市鞍月1-1）（※定員90名）

(2) 更新研修（資料送付）

データもしくは郵便で資料を送付し、アンケート問題の回答をもって、認定いたします。

5 受講手続

申込方法	提出書類
【原則】 電子申請システム	なし（利用者登録せずに申込できます）
【上記を利用できない方】 郵送、FAX、電子メール	石川県農薬管理指導士養成・更新研修受講申請書（別記様式第1号） 県ホームページから様式のダウンロードが可能 (https://www.pref.ishikawa.lg.jp/nousei/brand/tetuduki/kanrisido.html)

(1) 申込期限：令和8年1月19日（月）

(2) 電子申請システムURL：<https://ttzk.graffer.jp/pref-ishikawa/smart-apply/apply-procedure-alias/nouyakukanri-shinsei7>（本要領の最下部に二次元コードを掲載しています。）

(3) 郵送先：〒920-8580（住所不要）石川県農林水産部ブランド戦略課 消費安全グループ

(4) FAX送信先：076-225-1624

(5) 電子メール送信先：e210390@pref.ishikawa.lg.jp

6 受講料 無 料

7 研修日程 (予定)

養成研修			
開始	分	内容	講師
13:00	-	受付	石川県健康福祉部薬事衛生課 石川県農林総合研究センター 石川県農林水産部ブランド戦略課
13:30	10	開会・農薬管理指導士の任務	
13:40	30	毒物・劇物の適正な取扱いについて	
14:10	40	農薬の一般知識について	
14:50	30	農薬の適正な販売と使用について	
15:20	10	(休憩)	
15:30	40	認定試験	
16:10	-	閉会	

※進行によって終了時間が前後する場合がございます。ご了承願います。

8 問い合わせ先

石川県農林水産部ブランド戦略課 消費安全グループ
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL 076-225-1663 FAX 076-225-1624

電子申請システムからの申込は、こちらの二次元コードからアクセスしてください。



(利用者登録せずにお申込みできます。)